

朝霞市保育業務支援システム導入業務 質問に対する回答

No.	文書名	質問項目	ページ	質問内容	回答
1	公募型プロポーザル実施要領	7 企画提案書の提出 (1) 提出書類及び提出部数 ア 企画提案書	5	「提案事業者名等の提案事業者が特定できる記載を全て削除したもの」とございますが、こちらはシステム名も対象になりますでしょうか。また、プレゼンテーション審査の際にご覧いただくことを予定しているシステムデモ画面においても同様でしょうか。	システム名については公平性の観点から企画提案書及びプレゼンテーション審査のデモ画面での表示は極力隠してください。ただし、システム名を隠すことで内容が正確に説明できない場合は、表示することを容認いたします。
2	公募型プロポーザル実施要領	7 企画提案書の提出 (3) 企画提案書の体裁	5	企画提案書の体裁について、表紙と目次を除いた全30ページを、両面印刷する認識で合っていますか。(印刷枚数は、表紙と目次を除いて15枚となる)	お見込みのとおり。
3	公募型プロポーザル実施要領	10 プレゼンテーション審査	6	「説明は、企画提案書に基づき行うものとし、資料の追加や使用は認めない」とありますが、説明時は正本(提案事業者名等の記載あり)という認識であっていますか。 提案事業者名等の削除が必要な場合、機能デモを行う際、仕様としてロゴ等が表示されることを、許容いただくことは可能でしょうか。	プレゼンテーション審査時に審査する委員には企画提案書の副本(提案事業者名のないもの)を配布しています。このためプレゼンテーション審査時の説明は、提案事業者名等を伏せた状態を前提として行ってください。また、ロゴ等については公平性の観点から極力隠してください。ただし、ロゴ等を隠すことで内容が正確に説明できない場合は、表示することを容認いたします。
4	公募型プロポーザル実施要領	10 プレゼンテーション審査	6	プレゼンテーション時に、実施不可の内容を教えてください。 ・パソコンでの資料投影以外に、実機を持参し説明する事は可能でしょうか。 ・評価者の手元に操作デモ機をお渡しすることは可能でしょうか。	基本は企画提案書での説明となります。実機及び操作デモ機を使用することは可能ですが、あくまで企画提案書に則した説明に合わせての使用となります。なお、実機及び操作デモ機についてもロゴ等については公平性の観点から極力隠してください。ただし、ロゴ等を隠すことで内容が正確に説明できない場合は、表示することを容認いたします。
5	公募型プロポーザル実施要領	10 プレゼンテーション審査	6	プレゼンテーションは、現地で数名、オンラインで数名の体制での参加は可能でしょうか。	プレゼンテーションは、原則として現地と考えておりますが、オンラインと併用することは可能です。その際の人数につきましては、現地とオンラインを合わせて1者3名以内でお願いします。また、本事業に直接従事する担当者となる説明者は現地での参加をお願いします。なお、オンラインを活用する場合の通信環境は貴社にて用意をお願いします。
6	仕様書	2 システム内容 1 基本要件 (4)	2	「(4)スマートフォン及びタブレット(Android、iOS)に対応した当該システム専用アプリケーションを保護者向けに提供すること。また、保護者向けアプリケーションはプッシュ通知が可能であること。」とございますが、保護者アプリはスマートフォンでの利用を前提としているため、AndroidとiOSのみ対応となっており、iPadOSは動作保証対象外となりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
7	仕様書	2 システム内容 1 基本要件 (8)	3	①優先交渉権者となった場合、システム提供会社側で定めているSLA、及び利用規約を準拠いただく形でよろしいでしょうか。記載されている貴市想定の内容については既に満たした上で運用しております。 ②クラウド型システムのため、定期報告は実施しておりませんがよろしいでしょうか。有事の際は都度ご報告いたします。	お見込みのとおり。
8	仕様書	2 システム内容 2 機器	3	「本市で別途調達するタブレット端末にシステムをインストール」とありますが、「システム」とはクラウドサービスのアプリケーションをインストールして頂く形でのご提供も要件を満たしますでしょうか。 (アプリケーションとブラウザ両方でのご提案を検討しております。)	お見込みのとおり。
9	仕様書	4 運用・保守 1 運用要件 (7)	5	「職員ごとに詳細な権限(閲覧、更新)の設定が可能であること」とありますが、弊社システムでは、職員ごとに「管理者」「先生」の設定をして、管理者には承認・閲覧・更新権限を付与するようになっています。こちらで仕様を満たしていますでしょうか。	お見込みのとおり。

朝霞市保育業務支援システム導入業務 質問に対する回答

No.	文書名	質問項目	ページ	質問内容	回答
10	仕様書	4 運用・保守 2 保守要件 (3)	5	「障害発生時は、発注者の承認の後、指定したバックアップデータから速やかに復元できること。」とありますが、基本的に障害発生時は速やかに復元しており、自治体に対してのご連絡はしますが、承認を頂く流れとはしていません。復旧方法については全サービスに影響するため、現状、個別のご要望には対応せず、障害発生時に規模や内容によって協議させて頂く形になりますが、ご提案の中でこのように触れさせて頂く形で問題ございませんでしょうか。	速やかに復旧することが最優先事項のため、システム上、市の承認を待つことができない場合は、お見込みのとおり障害の復元後、報告で差し支えありません。
11	仕様書	4 運用・保守 2 保守要件 (3)	5	「障害発生時は、発注者の承認の後、指定したバックアップデータから速やかに復元できること。なお、復元は園毎にできることが望ましい。」とございますが、マルチテナント型クラウドサービスの為、貴市の承認は得ず、バックアップデータから復旧を行いますかよろしいでしょうか。 ※別紙1 保育業務支援システム機能要件調査書>140 も同様の記載がございます。こちらも含めた質疑とさせていただきます。	速やかに復旧することが最優先事項のため、システム上、市の承認を待つことができない場合は、お見込みのとおり障害の復元後、報告で差し支えありません。
12	仕様書	4 運用・保守	6	弊社が提供しているクラウド型サービスは、貴市独自にシステム構築するサービスではなく、マルチテナントによるサービス提供となるため、対応できないことが含まれております。つきましては、弊社サービスの範囲でセキュリティ要求事項を遵守し、その対応について「別紙2 情報セキュリティ対応状況調査書」に記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
13	仕様書	4 運用・保守 4 セキュリティ (4)①	6	「朝霞市個人情報の保護 に関する法律施行条例」、「朝霞市個人情報の保護に関する法律等施行規則」について、該当する資料をご教示ねがいます。	本市ホームページにある「例規集(条例・規則等)」の「五十音検索」で条例・規則を検索していただくか、同じ「例規集(条例・規則等)」の「目次検索」で、第1例規→第3編執行機関→第1章市長→第4節情報の公開・保護等から条例・規則をご確認ください。
14	仕様書	4 運用・保守 6 その他 (2)	7	「本システムの稼働後、再構築や次期システムへの移行が考えられる。」とございますが、こちらは契約期間満了後のことであるとの認識でよろしいでしょうか。	サービスを切れ目なく継続させるため、貴見のほか、契約期間満了前に次期システムの構築及びデータ移行が始まるケース等への対応も想定しています。
15	別紙1 保育業務支援システム機能要件調査書	No.6、No.7	1	弊社システムでは、メインメニューにおけるシステム画面上での通知や、通知音を必要としないシステム運用設計を行っています。都度発生する通知や通知音に現場の先生方が翻弄されないよう、真に保育の質を向上させるための工夫を行っています。当該要件はそれらを提案させて頂く事で可能でしょうか。	No.6は必須項目となっておりますので、機能はあることが前提となります。その上で運用として推奨しないのであれば、その理由について提案をしてください。No.7は任意項目ですので、当該機能を推奨していないことを提案してください。
16	別紙1 保育業務支援システム機能要件調査書	No.10	1	「帳票は、全てCSVまたはExcel形式で出力ができること」とございますが、当社のシステムでは要録等、システム上の記録と帳票の内容の食い違いを防ぐべき帳票は PDFデータ、登降園等の加工や集計に使用する帳票は Excel データで出力する仕組みです。要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
17	別紙1 保育業務支援システム機能要件調査書	No.13	1	アクセスログ(ログイン・ログアウト)とありますが、弊社システムでは特定権限者が、操作ログ(いつ、だれが、だれに、なにをしたか)を全ユーザー400日分保存しており、いつでも収集・閲覧することができるようになっています。それでも可能でしょうか。	お見込みのとおり。
18	別紙1 保育業務支援システム機能要件調査書	No.14、No.24	1	職員アカウント、園児基本情報ともにCSVによる一括登録となっています。当社システムでは、いずれの場合もCSVによる一括登録は、個人情報保護、情報漏洩防止の観点から行っておらず、これらを堅持しながらも、職員の方や先生方の業務負担軽減できる方法をご提案させて頂くことができますが、当該要件でそれらを提案させて頂く事で可能でしょうか。	No.14は必須項目となっておりますので、機能はあることが前提となります。その上で運用として推奨しないのであれば、その理由について提案をしてください。No.24は任意項目ですので、当該機能を推奨していないことを提案してください。

朝霞市保育業務支援システム導入業務 質問に対する回答

No.	文書名	質問項目	ページ	質問内容	回答
19	別紙1 保育業務支援システム機能要件調査書	No.14、No.24	1	「登録は、CSVにより一括で実施できること」とございますが、当社システムでは園の先生方でも作業しやすいようにExcel での一括取り込みとしております。この場合は要件を満たすと考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
20	別紙1 保育業務支援システム機能要件調査書	No.16	1	各機能利用時に担当クラスの園児が標準で初期表示されることとありますが、当社システムでは、複雑なクラス編成にも対応できるよう、或いは先生方の利用目的に応じて柔軟な操作ができるよう、初期表示は意図的に園全体としています。一方で簡単に担当クラスだけに表示を切り替えることのできる機能も有しています。当該要件ではそれらを提案させて頂く事で可能でしょうか。	No16は必須項目となっておりますので、機能はあることが前提となります。その上で運用として推奨しないのであれば、その理由について提案をしてください。
21	別紙1 保育業務支援システム機能要件調査書	No.21	1	特定権限者により、職員アカウントごとに有効期限を設定することはできませんが、職員アカウントの無効化は特定権限者が、無効化の事由と必要性を確認した上で行うこととなっています。無効化を忘れないための通知を発行する等は工夫できるようになっています。有効期限を以って自動的に無効化する事はできませんが可能ですか。	有効期限の切れた職員アカウントでログインできないのであれば、差し支えありません。
22	別紙1 保育業務支援システム機能要件調査書	No.95	3	登降園時間打刻の方法を二次元コードと、タブレットのタッチ操作に限定し「(ICカード等の別物品を利用する方法は認めない。)」と他の提案を拒絶する表現が用いられていますが、その理由をご教示ください。また、実際に二次元コードを採用した保育園の現場では複数の問題が発生しています。朝霞市ではそれらを認識された上で、敢えて他の方法での提案を拒絶して、二次元コードに限定されているのですか。	ICカード等の使用では、カード等の作成に係る経費が経常経費として発生することから、市又は保護者の負担軽減の観点から不採用としています。二次元コード等による登降園時間打刻よりも利便性が高く、かつ新たな経常経費が発生しない運用が提案できるのであれば明記願います。
23	別紙1 保育業務支援システム機能要件調査書	No.114、No.115	4	No.114に記載されている保育日誌で記録できる項目の名称と、No.115に記載されている項目名称が異なっております。例えば、No.114に記載の「今週の計画」はNo.115の「今週のねらい」、No.114に記載の「子どもの姿」はNo.115の「現在の子どもの姿」として捉えて宜しいでしょうか。正しい項目の名称をご提示ください。	データ連動についてはお見込みのとおり。なお、項目の名称を変更できない場合は、提案事業者の名称で運用する予定としてます。
24	別紙1 保育業務支援システム機能要件調査書	No.123	4	「プルダウンから選択でき」とありますが、項目によってプルダウンよりも操作性のよい方法の場合は同要件を満たすと判断してもよろしいでしょうか。(プルダウンの場合2タッチ程度の操作が必要となりますが、1タッチで記録できる方法がある場合など)	お見込みのとおり。
25	別紙2 情報セキュリティ対応状況調査書	導入・構築時の対策	1	仮想マシン(本市環境)はどのような環境でしょうか。	本市の仮想基盤としてVMWareを使用していますが、今回の調達では基本的には仮想マシン(本市環境)への設定・構築が想定されないため、「仮想マシン(本市環境)」は「御社が本調達のシステムを」に読み替えていただき、御社が本調達のシステムを設定・構築する際の不正プログラム対策について、御回答ください。